

## 吉賀町住宅改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する吉賀町住宅改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、吉賀町補助金等交付規則（平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金交付の目的等)

第2条 町民が快適に長く住み続けられるように、住宅改修工事（以下「工事」という。）に要する経費の一部を助成することで、町民の生活環境の向上を図るとともに、地域経済対策につなげることを目的とする。

(補助金の交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費が国、県その他の補助事業の補助対象となっている場合には、補助対象外とする。

交付の対象	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
吉賀町建築推進協議会の会員を利用して町内で住宅改修を実施する者であって、本人及びその世帯が令和2年度以降にこの補助金の交付を受けていない者。ただし、交付の限度額を満たさない者はこの限りでない。なお、補助金は、該当する住宅に対して1回に限り交付する。	工事費が30万円以上の住宅改修費用で、補助金の申請をした日の属する年度の末日までに工事が完了するもの。	10分の2以内 (算出した額に1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額)	1事業費当たり20万円以内

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、吉賀町住宅改修支援事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定した場合、吉賀町住宅改修支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助金交付対象者は、規則第9条第1項の規定により町長の承認を受けようとするときは、吉賀町住宅改修支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の工事内容及び交付決定額において変更がないものはこの限りでない。

2 町長は、規則第9条第2項の規定により補助金の交付の変更等を決定した場合、吉賀町住宅改修支援事業補助金変更(中止・廃止)交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第7条 補助金交付対象者は、町長が指示したときは、補助事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する実績報告書は、吉賀町住宅改修支援事業補助金実績報告書(様式第5号)とする。

2 補助金交付対象者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合、吉賀町住宅改修支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金交付対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、吉賀町住宅改修支援事業補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 補助金交付対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。